

技能系職種における障害者を対象とする採用選考の導入について(案)

1 趣旨

特別区における障害者雇用促進の一助とするため、技能系職種における障害者を対象とする採用選考を導入する。

2 制度導入

選考を実施する区が、人事委員会から選考権限の委任を受けるものとする。

3 内容

別紙のとおり

4 実施年度

令和元年度の選考から実施できるものとする。

技能系職種における障害者を対象とする採用選考

項目	内容
採用する職種	技能Ⅰ、技能Ⅱ、技能Ⅲ、技能Ⅳ、技能Ⅴ及び技能Ⅵを対象とする。 選考を実施する区が、必要な職種を選択し委任を受けるものとする。
採用する職務の級	1級職
採用の方法	任命権者が実施する選考
採用選考基準及び方法	以下の要件のいずれかに該当する者とし、その他の基準及び方法は、現行の「職務分類基準（Ⅱ）1級職への採用選考基準及び方法」と同様とする。 <ul style="list-style-type: none">・ 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者・ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者・ 児童相談所等により知的障害者であると判定された者・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
任用及び給与上の取扱い	現行の職務分類基準（Ⅱ）1級職への採用選考で採用された者と同様とする。